

15. 制服・作業服等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>制服</p> <p>作業服</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品について、基準値1は①及び②から⑦のいずれかの要件を、基準値2は②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>イ. 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>③故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。</p> <p>⑤再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、ポリエステルを除く繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。</p> <p>⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。</p> <p>⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品について環境配慮設計がなされていること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------------	--

靴	<p>【判断の基準】</p> <p>○甲部に繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品について基準値1は①及び②から⑦のいずれかの要件を、基準値2は②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>イ. 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>③故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、甲材の繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。</p> <p>⑤再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、ポリエステルを除く甲材の繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。</p> <p>⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。</p> <p>⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品について環境配慮設計がなされていること。</p> <p>②甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---	--

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

3 「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

4 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸、芯地等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原

料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 5 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 6 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 7 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。
- 8 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 10 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらず程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
 - 11 制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準①アの定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとす。
 - 12 制服、作業服及び帽子に係る判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。
 - 13 靴に係る判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 143「靴・履物 Version1」に係る認定基準をいう。
 - 14 「甲材」とは、JIS S 5050（革靴）の付表 1「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。
 - 15 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 - 16 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。
 - 17 制服、作業服、帽子及び靴に係る配慮事項①の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされて

いるものとする。

18 調達を行う各機関は、制服又は作業服のクリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。

ア. クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。

イ. JIS L 0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

19 制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準②から⑥については令和8年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）の制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

(2) 目標の立て方

①制服及び作業服にあつては、当該年度における調達総量（着数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

②帽子にあつては、当該年度におけ調達総量（点数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

③靴にあつては、当該年度における調達総量（足数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（足数）の割合とする。